

千葉県立九十九里高等学校 いじめ防止基本方針（全日制）

平成26年2月6日策定

千葉県立九十九里高等学校(以下「本校」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)いじめ防止のための基本方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定)及び「千葉県教育委員会いじめ防止基本方針」にのっとり③、いじめが、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであると認識し、本校の生徒等の尊厳を保持するため、本校におけるいじめの防止等のための対策に関し、本校の基本理念、本校の基本方針の策定及び施策を次のとおり定め、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

第1 いじめの定義④

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【法第2条(定義)】

第2 基本理念

いじめの防止等のための対策は、

- (1) いじめが全ての生徒等に関係する問題であることに鑑み、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- (2) 全ての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒等の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめを受けた生徒等の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、本校、千葉県教育委員会、近隣教育機関、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

【法第3条(基本理念)】

第3 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念に則り、本校生徒等の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む⑩とともに、本校生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

【法第8条(学校及び学校の教職員の責務)】

第4 基本方針

本校は、

- (1) 本校の教育目標及び県教育委員会の基本方針を参酌し、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「県立九十九里高等学校いじめ防止等の対策のための組織」を設置し、職員全体での協議②をとおして策定する。
また、策定した基本方針については、ホームページで公表する⑭。
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、策定した基本方針が実情に即して機能しているかを調査分析⑮、また、学校評価等の結果も参考にして、必要に応じ見直し⑰を行う。

【法第12条、第13条(学校いじめ防止基本方針)】

第5 基本施策

本校は、

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る①。

【法第15条第1項（学校おけるいじめの防止）】

- (2) 生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって本校に在籍する生徒が自主的に行うものに対する支援、本校に在籍する生徒及びその保護者並びに本校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、学校だより、PTA、学年集会等で啓発する⑦。

【法第15条第2項（学校おけるいじめの防止）】

- (3) 本校におけるいじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査⑮その他の必要な措置を講ずる。

【法第16条第1項（いじめの早期発見のための措置）】

- (4) 本校に在籍する生徒等及びその保護者並びに本校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備する。⑲

【法第16条第3項（いじめの早期発見のための措置）】

- (5) 相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

【法第16条第4項（いじめの早期発見のための措置）】

- (6) 本校教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

【法第18条第2項（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）】

- (7) 本校に在籍する生徒等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し⑩及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

【法第19条第1項（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）】

- (8) 本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校教職員、心理、福祉等の専門的な知識を有する者その他の関係者によりいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。①

【法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）】

- (9) 校長は、いじめの通報を受けたときその他本校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を県教育委員会に報告する⑳。

【法第23条第2項（いじめに対する措置）】

- (10) 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、本校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

【法第23条第3項（いじめに対する措置）】

- (11) 必要があると認めるときは、いじめを行った生徒等についていじめを受けた生徒等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒等その他の生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

【法第23条第4項（いじめに対する措置）】

- (12) 本校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた生徒等の保護者といじめを行った生徒等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

【法第23条第5項（いじめに対する措置）】

- (13) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して⑳これに対処するものとし、本校に在籍する生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し㉑、適切に、援助を求める。

【法第23条第6項（いじめに対する措置）】

- (14) 校長及び教職員は、本校に在籍する生徒等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、本校規程による特別指導㉒又は学校教育法第11条の規定に基づく懲戒を、当該生徒等に対して加える。

【法第25条（校長及び教員による懲戒）】

- (15) 以下に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。㉓）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
また、本校で調査を行う場合においては、県教育委員会に必要な指導及び支援を仰ぐ。

一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【法第28条（重大事態への対処）】

- (16) 重大事態による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

【法第28条第2項（重大事態への対処）】

- (17) 教職員や保護者を対象に行う学校評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うこととし㉔、実施に当たっては、いじめの事実が隠蔽されず㉕、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。

【法第34条（学校評価における留意事項）】

I いじめ防止対策委員会⑤⑥

	構 成 員
① 全構成員	校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談担当者、当該担当学年・部活動等教諭、養護教諭、生徒会の代表（意見聴取のみ） 開かれた学校づくり委員 学校医、（警察） スクールカウンセラー
② 事務局	教頭、生徒指導主事、教育相談担当者、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー
③ 緊急時対応会議	校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談担当者、当該担当学年・部活動等教諭、養護教諭、その他関係職員 スクールカウンセラー 専門的な知識を有する者（指導課生徒指導室）

II 早期発見のための具体的な方策

1 アンケート調査の実施⑭⑰

- (1) 実施時期
① 第1学期末及び第2学期末 ② 必要と判断した場合
- (2) 実施方法
いじめ加害者による圧力等がかからないよう⑳に配慮する。
- (3) 調査・アンケート結果
結果については、慎重に事実確認を行う。
いじめの事実（又はその疑い）があった場合は、結果を被害生徒及び保護者へ情報提供する。加害生徒及び保護者にその事実を通知する㉑。

2 教育相談窓口の周知⑮⑲⑳

- (1) セクハラ相談窓口と同様とする。
- (2) 相談窓口に関する文書を学年始めに生徒全員に配付する。また、教室、廊下等の掲示板、ホームページに相談の窓口について掲示する。この際、校内の相談窓口に加え、学校以外の相談窓口（子どもと親のサポートセンター、24時間いじめ電話相談、ヤングテレフォン等）㉒についても示す。
- (3) 相談しやすい環境を整える。相談することや通報することの指導をする。特に以下の点について指導する。
 - ・いじめられていることを恥ずかしいであると考えないこと
 - ・相談、通報は適正な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないこと㉓

3 保護者面談⑮⑯⑰

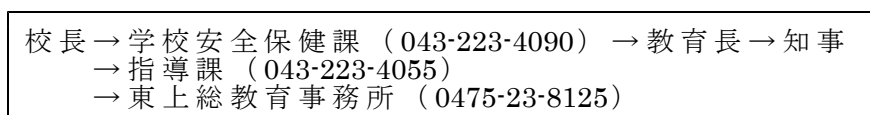
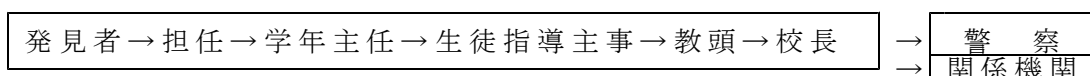
保護者面談・三者面談時に、必ずいじめについての項目を入れて面談する。

III いじめ発生時（重大事態を含む）対応マニュアル

1 報告・連絡体制㉔㉕㉖㉗

いじめの事実（又はその疑い）があると判断した場合は、直ちに以下の経路で報告する。

（必要に応じ）



- 2 いじめ発生時の対応
 - ・被害者の心情を理解した生徒や保護者への対応に心がける。⑭
 - ・聞き取り調査において、加害者や周辺生徒への次の点に留意する。⑮
 - ＜聴取体制、記録の保存、聴取場所の環境や休憩時間、暴言や威圧的な言動＞
 - ・加害被害以外の「観衆」的な生徒や「傍観者」の立場をとる生徒に対しても指導する。⑯
 - ・被害生徒への心のケアに配慮する。(スクールカウンセラー依頼) ⑰

IV その他

- 1 道徳教育に関しては、道徳の全体計画・年間指導計画による⑱。
- 2 「命を大切に作るキャンペーン」等については、生徒指導部による生徒指導年間計画による⑲。
- 3 生徒の自主的活動については、生徒会の年間行事計画による⑳。
- 4 いじめに関する日常的な対応や早期発見のための具体的な取組については、本校いじめ防止対策委員会事務局が策定する。
- 5 教職員の研修計画は、別途定める。ただし、次の内容が含まれるものとする。
 - ・「分かる授業」の展開㉑
 - ・授業以外の時間の生徒観察方法㉒
 - ・勝利至上主義や過度の競争意識について㉓
 - ・加害生徒に対する指導方法や保護者に対する助言の方法㉔
 - ・教師の不適切な言動がいじめを助長することもある等、教師の生徒に対する適切な発言方法㉕
- 6 生徒・保護者への啓発活動には、「教員の発言」㉖や、学校の「暴力暴言の排除に対する基本姿勢」㉗、「分かる授業」㉘、への取組等についての内容が含まれるものとする。